

令和 2 年 12 月 8 日

各 (都 道 府 県
保 健 所 設 置
特 別 区) 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

「営業届出業種の設定について」及び「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について」の一部訂正について

令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号「営業届出業種の設定について」及び令和 2 年 7 月 22 日付け薬生食監発 0722 第 2 号「「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類取扱いについて」の一部改正について」(厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知) の内容について、一部に誤り等がありましたので、下記のとおり改正します。

記

1. 令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0331 第 2 号「営業届出業種の設定について」

箇所	改正後	改正前
別紙 1 1 2	自動販売機による販売業 (<u>自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機</u> (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を除く。)
別紙 2 1 2	自動販売機による販売業 (<u>自動洗浄・屋内設置、ただし、5 コップ式自動販売機</u> (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) を除く。)

別紙2 12	店舗を持たず、調理の機能を有する自動販売機(包装済み食品を開封せず加温等のみを行うもの、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。	店舗を持たず、調理の機能を有する自動販売機(容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。
--------	--	--

2. 令和2年7月22日付け薬生食監発0722第2号「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部改正について

箇所	改正後	改正前
別紙1-1裏面 添付書類	事業譲渡の場合	事業承継の場合
別紙1-1裏面 添付書類	削除	営業を譲り受けたことを証する書類(事業譲渡の場合)
別紙1-1裏面 事業譲渡	<u>営業を譲り受けたことを証する旨</u>	営業の譲渡者の署名(営業の譲渡を証する書類がある場合は不要)
別紙1-2 ④	営業施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)、⑳水道水以外の飲用に適する水の場合における検査結果を添付し、チェック(☑)してください。その他添付書類がある場合は、添付し、様式に記載及びチェック(☑)してください。	営業施設の構造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可)、⑳水道水以外の飲用に適する水の場合における検査結果、 <u>事業譲渡の場合は、営業を譲り受けたことを証する書類</u> を添付し、チェック(☑)してください。その他添付書類がある場合は、添付

		し、様式に記載及びチェック (☑) してください。営業を譲り受けたことを証する書類 (事業承継の場合)
別紙 1-2	<u>(事業譲渡)</u>	—
別紙 1-2 ④⑥	<u>営業を譲り受けたことを証する旨として、例えば、当該欄に事業譲渡の事実 (例:〇〇から営業を譲り受けました。) を記載し、かつ、事業譲渡を証する書面 (契約書等) の写し等を提示するなどしてください。</u>	営業の譲渡者に署名をもらってください。ただし、営業を譲り受けたことを証する書類がある場合は省略して差し支えありません。
別紙 4-1 被相続人	<u>法定相続情報一覧図の写し</u>	法定相続情報一覧図
別紙 4-2 ②①	<u>法定相続情報一覧図の写し</u>	法定相続情報一覧

薬生食監発0331第2号
令和2年3月31日

各
〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

営業届出業種の設定について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）により営業届出制度が創設され、営業（改正法による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業※で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、営業所の名称、所在地及び営業の種類等を都道府県知事等に届け出ることとなりました。

食品等事業者の営業は多種多様な種類が存在することから、日本標準産業分類を参考に別紙1のとおり分類し、各業種の範囲は別紙2のとおりとすることとしましたので、別紙1、2を踏まえ該当する業種を選択し届出するよう、手続の円滑な運用に格別の御配慮方を願います。

※公衆衛生に与える影響が少ない営業

- 1 食品又は添加物の輸入をする営業
- 2 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）
- 3 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
- 4 器具又は容器包装（合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業
- 5 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

番号	区分	業種
1	旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2		食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3		乳類販売業
4		冰雪販売業
5		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1
6	販売業	弁当販売業
7		野菜果物販売業
8		米穀類販売業
9		通信販売・訪問販売による販売業
10		コンビニエンスストア
11		百貨店、総合スーパー
12		自動販売機による販売業（自動洗浄・屋内設置、ただし、5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）
13		その他の食料・飲料販売業
14	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15		いわゆる健康食品の製造・加工業
16		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17		農産保存食料品製造・加工業
18		調味料製造・加工業
19		糖類製造・加工業
20		精穀・製粉業
21		製茶業
22		海藻製造・加工業
23		卵選別包装業
24		その他の食料品製造・加工業
25	上記以外のもの ※2	行商
26		集団給食施設
27		器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
28		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29		その他

（改正法による改正後の法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。）

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

※2 改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。

番号	業種	各業種の範囲 【日本標準産業分類コード】	業種の説明
1	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）【 - 】	鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する営業をいう。
2	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）【 - 】	食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する営業をいう。
3	乳類販売業	乳類販売業【 - 】	<p>直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料（保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したもの（注1）を除く。）又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。</p> <p>なお、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）別表二中（二）の（1）の3のa中に規定する常温保存可能品（いわゆるロングライフ牛乳等（注2））の販売も含まれる。また、上記「牛乳」には、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳も含まれる。</p> <p>注1 例：缶入り等の乳飲料</p> <p>注2 容器包装に「常温保存可能品」と表示されているもののうち、牛乳、</p>

			成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料に限る。
4	氷雪販売業	氷雪販売業【 - 】	主として氷雪を仕入れて、販売する営業をいう。 ただし、氷雪を製造して、販売する営業は「氷雪製造業」に分類されるため、許可の取得が必要。
5	カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1	カップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）【 - 】	調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。
6	弁当販売業	弁当販売業【 - 】	主として弁当を小売する営業をいう。 ただし、客の注文によって調理し、提供（持ち帰り又は配達）する営業は、「飲食店営業」に分類されるため、許可の取得が必要。
7	野菜果物販売業	果実卸売業【5214】	主として果実を卸売する営業をいう。
		果実小売業【5822】	主として果実を小売する営業をいう。
		野菜卸売業【5213】	主として野菜を卸売する営業をいう。
		野菜小売業【5821】	主として野菜を小売する営業をいう。

8	米穀類販売業	雑穀・豆類卸売業【5212】	主として雑穀及び豆類を卸売する営業をいう。
		米穀類小売業【5896】	主として米麦、雑穀及び豆類を小売する営業をいう。
		米麦卸売業【5211】	主として米及び麦を卸売する営業をいう。
9	通信販売・訪問販売による販売業	無店舗小売業（飲食料小売）【6113】	無店舗により、飲食料品を小売する営業をいう。 ただし、店舗によるものは「その他の食料・飲料販売業」に分類される。
10	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）【5891】	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する営業で、店舗の規模が小さい営業をいう。
11	百貨店、総合スーパー	百貨店、総合スーパー【5611】	各種の商品を小売する営業で、その営業の性格上、いずれが主たる販売商品であるかが判別できない営業のものをいう。
12	自動販売機による販売業（自動洗浄・屋内設置、ただし、5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）	自動販売機による販売業（自動洗浄・屋内設置、ただし、5コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。） 【 - 】	店舗を持たず、調理の機能を有する自動販売機（包装済み食品を開封せず加温等のみを行うもの、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有

			するもの)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。
13	その他の食料・飲料販売業	菓子・パン類卸売業【5224】	主として菓子及びパン類を卸売する営業をいう。
		菓子小売業【5862】	主として菓子類及びあめ類を小売する営業をいう。 主としてパン類を小売する営業は「パン小売業」に分類される。
		パン小売業【5864】	主として食パン、コッペパン、菓子パン等のパン類を小売する営業をいう。
		飲料卸売業【5225】	主として酒類及び牛乳以外の飲料を卸売する営業をいう。
		飲料小売業【5893】	主として酒類及び牛乳以外の飲料を小売する営業をいう。
		乾物卸売業【5223】	主として水産物及び農産物の乾物を卸売する営業をいう。
		乾物小売業【5898】	主として水産物及び農産物の乾物を小売する営業をいう。
		茶類卸売業【5226】	主として茶（緑茶、紅茶等）及び類似品（ココア、コーヒー等）を卸売する営業をいう。
		茶類小売業【5894】	主として茶（緑茶、紅茶等）及び類似品（ココア、コーヒー等）を小売する営業をいう。

	酒類卸売業【5222】	主として酒類を卸売する営業をいう。
	酒小売業【5851】	主として酒を小売する営業をいう。
	乳製品販売業【 - 】	主として乳製品を販売する営業をいう。 ただし、「乳類販売業」に分類される営業は除く。
	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業【5897】	主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわ等の加工食品を小売する営業をいう。
	料理品小売業【5895】	主として料理品（製造された折詰料理、そうざい等）を小売する営業をいう。 ただし、客の注文によって調理し、提供（持ち帰り又は配達）する営業は、「飲食店営業」に分類されるため、許可の取得が必要。
	卵販売業【 - 】	主として卵を販売する営業をいう。
	砂糖・味そ・しょう油卸売業【5221】	主として砂糖類、みそ及びしょうゆを卸売する営業をいう。
	その他の食料・飲料卸売業【5229】	主として他に分類されない食料及び飲料を卸売する営業をいう。
	各種食料品小売業【5811】	主として各種食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。
	他に分類されない飲食料品小売業【5899】	主として他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。

		その他の農畜産物・水産物卸売業 【5219】	主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。
14	添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	添加物製造業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）【 - 】	主として、添加物、添加物製剤の製造又は加工を行う営業をいう。 ただし、法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤は除く。
15	いわゆる健康食品の製造・加工業	いわゆる健康食品の製造業【 - 】	主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。
16	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	コーヒー製造業（清涼飲料を除く。） 【1032】	主としてコーヒー生豆を焙煎、粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造又は加工する営業をいう。
17	農産保存食料品製造・加工業	農産保存食料品製造業【 - 】	主として果実及び野菜を原料として保存食料品を製造又は加工する営業をいう。
18	調味料製造・加工業	食酢製造業【944】	主として食酢を製造又は加工する営業をいう。
		その他の調味料製造業【949】	主として他に分類されない調味料を製造又は加工する営業をいう。
19	糖類製造・加工業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 【953】	主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業をいう。
		砂糖精製業【952】	主として購入した粗糖を精製して、砂糖の製造又は加工する営業をいう。

			購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する営業も本分類に含まれる。
		砂糖製造業（砂糖精製業を除く。） 【951】	主として甘味資源作物を原料として、砂糖を製造又は加工する営業をいう。 購入した粗糖を精製して砂糖を製造する営業は「砂糖精製業」に分類される。
20	精穀・製粉業	小麦粉製造業【962】	主として小麦粉を製造又は加工する営業をいう。
		精米・精麦業【961】	主として米穀のとう精や大麦、裸麦の精穀を行う営業をいう。
		その他の精穀・製粉業【969】	主として穀粉（小麦粉を除く。）を製造又は加工する営業をいう。 主な製品は、米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉である。
21	製茶業	製茶業【1031】	主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造又は加工する営業をいう。
22	海藻製造・加工業	海藻加工業【922】	主として海藻を原料として海藻加工品（寒天を含む。）を製造又は加工する営業をいう。
23	卵選別包装業	卵選別包装業【 - 】	主として卵の選別又は包装を行う営業をいう。

24	その他の食料品製造・加工業	でんぷん製造業【991】	主としてかんしょ、ばれいしょ等からでんぷんを製造又は加工する営業をいう。
		蒟蒻原料（蒟蒻粉）製造業【－】	主として蒟蒻原料（蒟蒻粉）を製造又は加工する営業をいう。
		他に分類されない食料品製造業【999】	主として他に分類されない各種食料品の製造又は加工する営業をいう。
25	行商	行商【－】	店舗を持たず、菓子、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売する営業をいう。
26	集団給食施設	集団給食施設【－】	営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。
27	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	器具、容器包装の製造【－】	主として器具又は容器包装（合成樹脂が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造又は加工を行う営業をいう。
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの【－】	飲食提供行為のうち、営業とはみなされないものをいう。（任意の届出）
29	その他	その他【－】	その他

（改正法による改正後の法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。）

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

薬生食監発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類取扱いについて」の一部改正について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の施行に伴い、営業許可の申請書等の様式については、令和 2 年 3 月 31 日付け薬生食監発 0311 第 11 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」（以下「通知」という。）により営業許可申請、営業許可届出等の様式、記載要領及び添付書類の取扱いをお示ししたところです。

今般、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省令」という。）が公布され、①食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者は、図面内容及び食品衛生法施行規則第 67 条第 1 項第 5 号に掲げる事項に変更がない場合において、同条第 1 項の規定に基づき都道府県知事等に提出しなければならない書類について、図面や記載事項の省略が可能とされ、また、②相続による事業承継時の手続において、現行、同令第 68 条第 2 項の規定に基づき届出書に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能とされました。

については、改正省令の内容を踏まえ、通知において示した申請書等の様式及び記載要領の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知の上、全国的に統一的な取扱いがなされるよう円滑な運用に格別の御配慮をお願いいたします。

記

各種申請等様式及び記載要領

別紙 1 - 1 : 営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

別紙 1 - 2 : 記載要領 (営業許可申請書・営業届 (新規、継続))

別紙 4 - 1 : 地位承継届

別紙 4 - 2 : 記載要領 (地位承継届)

殿

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	<input type="checkbox"/> 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ※ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)		電話番号
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

別紙 1 - 1

① 年 月 日
 整理番号： ②
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

③ 殿

④
営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の⑤チェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号： ⑥	電話番号： ⑦	FAX番号： ⑧
	電子メールアドレス： ⑨	法人番号： ⑩	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 ⑪		
	(ふりがな) ⑫	(生年月日) ⑬	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 日 日生	
営業施設情報	郵便番号： ⑭	電話番号： ⑮	FAX番号： ⑯
	電子メールアドレス： ⑰		
	施設の所在地 ⑱		
	(ふりがな) ⑲		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな) ⑳	資格の種類	⑳ 食管・食監・調・製 ㉑ 船・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂がを除外。 ㉒	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む) ㉓ 年 月 日
	講習会名称 ㉔		
	主として取り扱う食品、添加物、器 ㉕	容器包装	自由記載 ㉖
	自動販売機の型番 ㉗	業態	㉘
HACCPの取組 ㉙	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ㉚		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ㉛		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2	㉜	㉝
担当者	(ふりがな) ㉞	電話番号	
	担当者氏名 ㉟		㊱

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input checked="" type="checkbox"/> 34	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） 令第13条に規定する食品又は添加物の別			
	<input checked="" type="checkbox"/> 35 加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
業種に応じた情報	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生責任（変更）届」も別途必要		受講した講習会 講習会名称 37 月 日	
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 38 簡水道）		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合 39	
	② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水			
添付書類	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 40		生食用食肉の加工又は調理を行う施設 41 <input type="checkbox"/>	
	ふぐの処理を行う施設		42 <input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 43	認定番号等 44	
事業譲渡	施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可） <input type="checkbox"/> 45			
	（飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 <input type="checkbox"/>			
営業許可業種	営業を譲り受けたことを証する旨 46			
	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	47 年 月 日	48	49
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考	50			

〇〇保健所長

殿

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス：shokuhin@△△△.jp	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
営業施設情報	(ふりがな) しょくひん たろう	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎	昭和〇年〇月〇日生	
	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス：restaurant-taro@△△△.jp	施設の所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
(ふりがな) れすとらん たろう	施設の名称、屋号又は商号 レストラン太郎		
(ふりがな) しょくひん はなこ	資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	受講した講習会 都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む)	
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品 花子	講習会名称 〇〇協会	〇年〇月〇日	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理品	自由記載		
自動販売機の型番	業態 洋食店		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□	
	営業の形態		備考
営業届出	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな) しょくひん じろう	電話番号	
	担当者氏名 食品 次郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input checked="" type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設		<input checked="" type="checkbox"/>
	(ふりがな) しょくひん たろう ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合 食品 太郎	認定番号等	〇〇県 第〇〇〇〇〇号
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> ④5 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨 <input checked="" type="checkbox"/> ④6		
	(例)添加物次郎から営業を譲り受けました。(申請者による記載(加えて当該契約書等の写しの提示など))		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1 <input checked="" type="checkbox"/> ④7 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> ④8 飲食店営業	<input checked="" type="checkbox"/> ④9
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤0		

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

地位承継届

下記のとおり、許可業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	----- 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	----- 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	----- 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

③

殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック ④）

※ 承継する施設が輸食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号： ⑤	電話番号： ⑥	FAX番号： ⑦
	電子メールアドレス： ⑧		法人番号： ⑨
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地 ⑩		
	(ふりがな)		生年月日 年 ⑫ 月 日生
被相続人	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及びび ⑪ 氏名		被相続人との続柄 ⑬
	郵便番号： ⑭	電話番号： ⑮	FAX番号： ⑯
	電子メールアドレス： ⑰		
	被相続人の氏名 (ふりがな)	⑱	
	被相続人の住所 ⑲		
	相続開始年月日 年 月 日 ⑳	添付書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報 ㉑ 図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号： ㉒	電話番号： ㉓	FAX番号： ㉔
	電子メールアドレス： ㉕		法人番号： ㉖
	合併により消滅した法人の名称及びび代表者氏名 (ふりがな) ㉗		
	合併により消滅した法人の所在地 ㉘		
	合併年月日 年 月 日 ㉙	添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する ㉚ 又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号： ㉛	電話番号： ㉜	FAX番号： ㉝
	電子メールアドレス： ㉞		法人番号： ㉟
	分割前の法人の名称及びび代表者の氏名 (ふりがな) ㊱		
	分割前の法人の所在地 ㊲		
	分割年月日 年 月 日 ㊳	添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業 ㊴ した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	③⑧	電話番号：	③⑨	FAX番号：	④⑩
	電子メールアドレス：	④①				
	施設の所在地	④②				
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号、商号	④③				
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類		備考		
番号	年	月	日			
番号	④④	年	月	日	④⑤	④⑥
番号	年	月	日			
番号	年	月	日			
番号	年	月	日			
③⑧	③⑨	④⑩				
電子メールアドレス：	④①					
施設の所在地	④②					
(ふりがな)						
施設の名称、屋号、商号	④③					
許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類		備考			
番号	年	月	日			
番号	④④	年	月	日	④⑤	④⑥
番号	年	月	日			
番号	年	月	日			
番号	年	月	日			
③⑧	③⑨	④⑩				
電子メールアドレス：	④①					
施設の所在地	④②					
(ふりがな)						
施設の名称、屋号、商号	④③					
許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類		備考			
番号	年	月	日			
番号	④④	年	月	日	④⑤	④⑥
番号	年	月	日			
番号	年	月	日			
番号	年	月	日			
備考	④⑦					

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

〇〇保健所長 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

※承継する施設が輸出品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： shokuhin@△△△.jp	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) しょくひん たろう	生年月日 昭和〇年〇月〇日生	
届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎	被相続人との続柄 子		
被相続人	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： nippon1234@△△△.jp		
	被相続人の氏名 (ふりがな) にほん いちろう 日本 一郎		
	被相続人の住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	相続開始年月日 令和〇年〇月〇日		
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input checked="" type="checkbox"/> 同意書 (相続人が二人以上いる場合)			
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名 (ふりがな)		
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日 年 月 日		
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書)			
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名 (ふりがな)		
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日 年 月 日		
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)			

営業施設情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： restaurant-taro@△△△.jp		
	施設の所在地 東京都△△市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) れすとらん たろう		
	施設の名称、屋号、商号 レストラン太郎		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号△△食〇〇-〇〇号 令和〇年〇月〇日	飲食店営業		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス： restaurant-jiro@△△△.jp		
	施設の所在地 東京都△△市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	(ふりがな) れすとらん じろう		
	施設の名称、屋号、商号 レストラン次郎		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号△△食〇〇-〇〇号 令和〇年〇月〇日	飲食店営業		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

営業許可申請書・営業届 記載要領

【営業許可・営業届 共通記載事項】

(枠外)

- ① 申請日または届出日を記載してください。
- ② 食品衛生申請等システム登録時に付与される番号を記載してください。申請者、届出者による記載は不要です。
- ③ 管轄保健所長等を記載してください。
- ④ 営業許可申請の場合は、新規または継続に○をつけてください。営業届の場合は、新規に○をつけてください。
- ⑤ 営業許可申請書・営業届情報は原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合はチェック (☑) してください。

(申請者・届出者情報)

- ⑥ 申請者または届出者の郵便番号を記載してください。
- ⑦ 申請者または届出者の電話番号を記載してください。
- ⑧ 申請者または届出者のFAX番号を記載してください。
- ⑨ 申請者または届出者の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑩ 申請者または届出者が法人の場合は、法人番号を記載してください。※個人番号は記載しないでください。
- ⑪ 申請者または届出者の住所(所在地)を記載してください。
- ⑫ 申請者または届出者の氏名を記載してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑬ 申請者または届出者の生年月日を記載してください。※法人の場合は、代表者の生年月日は不要です。

(営業施設情報)

- ⑭ 営業施設の郵便番号を記載してください。
- ⑮ 営業施設の電話番号を記載してください。
- ⑯ 営業施設のFAX番号を記載してください。
- ⑰ 営業施設の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑱ 営業施設の所在地を記載してください。
- ⑲ 営業施設の名称、屋号又は商号を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑳ 営業施設の食品衛生責任者の氏名を記載してください。講習会受講前の場合は受講予定者の氏名を記載し、営業許可対象業種の場合は、受講後に「営業許可申請書・営業届(変更)」を提出してください。ふりがなも記載してください。※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者は除きます。
- ㉑ 食品衛生責任者の資格の種類に○をつけてください。

【※食監：食品衛生監視員、食管：食品衛生管理者、調：調理師、製：製菓衛生師、栄：栄

養士、船舶：船舶料理士、と畜：と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者、食鳥：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者】

- ⑳ ㉑以外で都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した場合は、講習会の名称、受講年月日を記載してください。
- ㉒ 営業施設で取り扱う主な食品、添加物、器具又は容器包装について日本標準商品分類を参照して記載してください。※器具又は容器包装の場合は、合成樹脂製のものに限りません。合成樹脂製以外の場合は、営業許可申請書・営業届の手続は必要ありません。
- ㉓ ㉒の食品、添加物、器具又は容器包装について補足があれば記載してください。
- ㉔ 「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」について、手続の取扱い（営業許可申請又は営業届）を判断するために、自動販売機の型番を記載してください。
- ㉕ 飲食店営業の場合に、和食店、中華料理店、イタリアンレストラン、焼肉店、居酒屋などの業態を記載してください。
- ㉖ 営業施設の HACCP の取組について記載してください。複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業又は令和 3 年 6 月 1 日以降に営業を開始する場合は新規申請時に記載してください。これら以外の場合は、継続して営業許可申請する場合に記載してください。
（業種に応じた情報）
- ㉗ 営業施設が指定成分等含有食品を取り扱う場合はチェック（）してください。
- ㉘ 営業施設が輸出食品を取り扱う施設の場合はチェック（）してください。
（担当者）
- ㉙ 営業施設の担当者の氏名を記載してください。
- ㉚ 営業施設の担当者の電話番号を記載してください。

【営業届のみ記載】

（営業届出）

- ㉛ 営業届の場合における営業の形態を記載してください。
- ㉜ ㉛について補足があれば記載してください。また、自動車において営業をする場合は、自動車登録番号を記載してください。

【営業許可のみ記載】

（申請者・届出者情報）

- ㉝ 該当している場合に項目にチェック（）してください。

(営業施設情報)

- ⑳ 該当する食品又は添加物を製造する場合は、当てはまるものにチェック (☑) してください。
- ㉑ ㉑の食品又は添加物を製造する場合は、食品衛生管理者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。※別途「食品衛生管理者選任 (変更) 届」も必要です。
- ㉒ 食品衛生管理者の資格の種類を記載してください。
- 【※○(1)医師、(2)歯科医師、(3)薬剤師又は(4)獣医師
- 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づく大学、旧大学令 (大正 7 年勅令第 388 号) に基づく大学又は旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 61 号) に基づく専門学校において(5)医学、(6)歯学、(7)薬学、(8)獣医学、(9)畜産学、(10)水産学又は(11)農芸化学の課程を修めて卒業した者
- (12)厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- (13)学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令 (昭和 18 年勅令第 36 号) に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第 1 項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に 3 年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者
- ㉓ 営業施設で食品、添加物、器具又は容器包装に使用する水の種類にチェック (☑) してください。水道水以外の飲用に適する水の場合は、検査結果を提出してください。
- ㉔ 自動車において調理する営業の場合は、自動車登録番号を記載してください。
- ㉕ 営業施設が飲食店営業の場合であって、簡易飲食店施設の場合は、チェック (☑) してください。
- ㉖ 営業施設が生食用食肉の加工又は調理を行う施設の場合は、チェック (☑) してください。
- ㉗ 営業施設がふぐの処理を行う施設の場合は、チェック (☑) してください。
- ㉘ ㉗の場合は、ふぐ処理者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ㉙ ㉗のふぐ処理者が都道府県等に認定をされた認定番号を記載してください。

(添付書類)

- ㉚ 営業施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)、㉓水道水以外の飲用に適する水の場合における検査結果を添付し、チェック (☑) してください。その他添付書類がある場合は、添付し、様式に記載及びチェック (☑) してください。

(事業譲渡)

- ㉛ 営業を譲り受けたことを証する旨として、例えば、当該欄に事業譲渡の事実 (例 : ○○から営業を譲り受けました。) を記載し、かつ、事業譲渡を証する書面 (契約書等) の写

し等を提示するなどしてください。

(営業許可業種)

- ④⑦ 営業許可を継続する場合に、すでに取得している許可番号及び許可年月日を記載してください。また、事業譲渡の場合は、譲渡の対象となる営業の許可番号及び許可年月日を記載してください。
- ④⑧ 申請する営業の種類を記載してください。
- ④⑨ ④⑦、④⑧について補足があれば記載してください。

【備考】

- ⑤⑩ 営業許可申請書・営業届の記載について補足があれば記載してください。

地位承継届 記載要領

【共通記載事項】

(枠外)

- ① 届出日を記載してください。
- ② 食品衛生申請等システム登録時に付与される番号を記載してください。申請者、届出者による記載は不要です。
- ③ 管轄保健所長等を記載してください。
- ④ 営業許可申請書・営業届情報は原則オープンデータとして公開します。申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合はチェック (☑) してください。

(地位を承継する者の情報)

- ⑤ 届出者の郵便番号を記載してください。
- ⑥ 届出者の電話番号を記載してください。
- ⑦ 届出者のFAX番号を記載してください。
- ⑧ 届出者の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑨ 届出者が法人の場合は、法人番号を記載してください。※個人番号は記載しないでください。
- ⑩ 届出者の住所(所在地)を記載してください。
- ⑪ 届出者の氏名を記載してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑫ 届出者の生年月日を記載してください。※法人の場合は、代表者の生年月日は不要です。

(営業施設情報)

- ⑬ 営業施設の郵便番号を記載してください。
- ⑭ 営業施設の電話番号を記載してください。
- ⑮ 営業施設のFAX番号を記載してください。
- ⑯ 営業施設の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑰ 営業施設の所在地を記載してください。
- ⑱ 営業施設の名称、屋号又は商号を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑲ (許可営業の場合のみ記入) すでに取得している許可番号及び許可年月日を記載してください。
- ⑳ 営業の種類を記載してください。
- ㉑ ⑲、⑳について補足があれば記載してください。

(備考)

- ㉒ 営業許可申請書・営業届の記載について補足があれば記載してください。

【相続の場合のみ】

- ⑬ 地位を承継する者と被相続人との続柄を記載してください。
(被相続人)
- ⑭ 被相続人の郵便番号を記載してください。
- ⑮ 被相続人の電話番号を記載してください。
- ⑯ 被相続人のFAX番号を記載してください。
- ⑰ 被相続人の電子メールアドレスを記載してください。
- ⑱ 被相続人の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ⑲ 被相続人の住所を記載してください。
- ⑳ 相続開始年月日を記載してください。
- ㉑ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し、相続人が2人以上ある場合においてその全員の同意書を添付し、チェック(☑)してください。

【合併の場合のみ】

(合併により消滅した法人)

- ㉒ 合併により消滅した法人の郵便番号を記載してください。
- ㉓ 合併により消滅した法人の電話番号を記載してください。
- ㉔ 合併により消滅した法人のFAX番号を記載してください。
- ㉕ 合併により消滅した法人の電子メールアドレスを記載してください。
- ㉖ 合併により消滅した法人の法人名及び代表者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ㉗ 合併により消滅した法人の住所を記載してください。
- ㉘ 合併年月日を記載してください。
- ㉙ 合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書を添付し、チェック(☑)してください。
- ㉚ 法人番号を記載してください。

【分割の場合のみ】

(分割前の法人)

- ⑳ 分割前の法人の郵便番号を記載してください。
- ㉑ 分割前の法人の電話番号を記載してください。
- ㉒ 分割前の法人のFAX番号を記載してください。
- ㉓ 分割前の法人の電子メールアドレスを記載してください。
- ㉔ 分割前の法人の法人名及び代表者の氏名を記載してください。ふりがなも記載してください。
- ㉕ 分割前の法人の住所を記載してください。

- ③⑥ 分割年月日を記載してください。
- ③⑦ 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付し、チェック (☑) してください。
- ④⑨ 法人番号を記載してください。